

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【四半期会計期間】	第122期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	大同工業株式会社
【英訳名】	DAIDO KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新家 康三
【本店の所在の場所】	石川県加賀市熊坂町イ197番地
【電話番号】	0761-72-1234（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 真田 昌則
【最寄りの連絡場所】	石川県加賀市熊坂町イ197番地
【電話番号】	0761-72-1234（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 真田 昌則
【縦覧に供する場所】	大同工業株式会社東京支社 （東京都中央区日本橋人形町3丁目5番4号（MS-2ビル）） 大同工業株式会社大阪営業所 （大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番12号（新家ビル）） 大同工業株式会社名古屋営業所 （愛知県名古屋市中村区名駅南4丁目9番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第121期 第2四半期 連結累計期間	第122期 第2四半期 連結累計期間	第121期
会計期間		自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高	(百万円)	20,977	21,656	42,889
経常利益	(百万円)	1,501	1,205	2,954
四半期(当期)純利益	(百万円)	863	782	1,614
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,155	1,214	3,074
純資産額	(百万円)	21,872	23,372	22,711
総資産額	(百万円)	52,925	54,706	54,601
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	18.35	16.62	34.31
自己資本比率	(%)	33.14	34.37	33.32
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,370	397	5,158
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	910	427	3,083
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	197	735	767
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	4,095	3,197	4,088

回次		第121期 第2四半期 連結会計期間	第122期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	7.03	6.46

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項の記載については、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、海外においては、米国経済の回復基調が続いているものの、ウクライナや中東における政情不安、新興国経済の成長鈍化などにより、先行き不透明な状況が続きました。国内においては、消費税増税後の個人消費の落ち込みが見られるものの、政府・日銀の経済・金融政策や円安傾向を背景として緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、国内では、完成車メーカーの海外生産移管の影響等により、厳しい受注状況となりましたが、アセアン、インド、欧州において、為替の円安効果もあり、二輪車用チェーンの補修市場向けの受注を中心に好調に推移いたしました。また、インドにおいて二輪車用チェーンの一貫生産、米国において四輪車用チェーンの組立生産の本格稼働を進めるなど、更なるグローバル展開の推進に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は21,656百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益は1,047百万円（前年同期比13.2%減）、経常利益は1,205百万円（前年同期比19.7%減）、四半期純利益は、782百万円（前年同期比9.4%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

日本

二輪車用チェーンについては、補修市場向けの受注が好調に推移するとともに、為替の円安効果もあり、前年同期を上回りました。四輪車用チェーン等については、完成車メーカーの海外生産移管の影響等により、受注が低調であったことから、前年同期を下回りました。コンベヤ関連については、大型案件の受注が乏しく前年同期を下回りました。一方、産業機械用チェーン等については、国内景気の回復基調を背景に、補修向けの受注が堅調に推移したことから、前年同期を上回りました。

その結果、売上高は12,241百万円（前年同期比1.2%減）となりました。

アジア

二輪車用チェーンについては、アセアン諸国において補修市場向けを中心に受注が順調に推移するとともに、インドにおいても着実に受注が増加したことから、前年同期を上回りました。四輪車用チェーンについては、インドネシア、中国を中心に受注が好調であったことから、前年同期を上回りました。コンベヤ関連についても、タイを中心に受注が好調であったことから前年同期を上回りました。

その結果、売上高は5,771百万円（前年同期比13.0%増）となりました。

北米

二輪車用チェーンについては、北米での二輪車市場の景況は依然厳しく、受注が低調であったことから、前年同期を下回りました。一方、産業機械用チェーンについては、北米での緩やかな景気回復に伴い受注が堅調に推移したことから、前年同期を上回りました。

その結果、売上高は1,248百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

南米

二輪車用チェーンについては、補修市場向けの受注が順調であったことから、前年同期を上回りました。

その結果、売上高は1,664百万円（前年同期比0.7%増）となりました。

欧州

二輪車用チェーンについては、補修市場向けにおいて西欧と北欧での販売活動強化の結果、受注が好調であったことから、前年同期を上回りました。また、完成車メーカー向けにおいても、欧州系メ - カ - からの受注が順調であったことから、前年同期を上回りました。

その結果、売上高は731百万円（前年同期比24.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ891百万円減少し、当第2四半期連結累計期間末には3,197百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は397百万円（前年同期は2,370百万円の獲得）となりました。これは主に、売上債権が492百万円増加（前年同期は104百万円の増加）、仕入債務が653百万円減少（前年同期は200百万円の増加）、たな卸資産が191百万円増加（前年同期は251百万円の減少）したものの、税金等調整前四半期純利益を1,257百万円（前年同期は1,500百万円）、減価償却費を1,020百万円（前年同期は1,077百万円）計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は427百万円（前年同期は910百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が550百万円あったものの、有形固定資産の取得による支出が1,016百万円（前年同期は911百万円の支出）があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は735百万円（前年同期は197百万円の使用）となりました。これは主に、借入の返済による支出（純額）が233百万円（前年同期は92百万円の収入）、配当金の支払額282百万円（前年同期は138百万円の支出）等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉であるお客様のニーズに応える技術力、グローバルな供給体制、取引先との強固な信頼関係、「D・I・D」の世界的なブランド力、地域経済・社会への貢献及び各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、グローバル事業の更なる展開、新規事業の創出及び次世代を担う人財の育成に取り組んでおります。

当社は、経営に対する監視機能を十分に果たすことを目的に、監査役4名のうち3名を社外監査役（うち、独立役員1名）とし、経営の健全性の維持と透明性の確保を実現しております。また、平成17年6月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行の機能を分離しつつ、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数の上限を15名から12名に減少する旨の定款変更を行ったうえで、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、取締役を9名から7名に減員したことで、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。

加えて、法令順守の徹底を図るため、平成20年4月1日より内部統制監査室を新たに設置するとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置しております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年5月14日開催の当社取締役会において、述べた会社支配に関する基本方針に照らし、平成23年5月13日付当社取締役会決議及び平成23年6月29日付第118期定時株主総会決議に基づき導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の一部を変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、（ ）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、（ ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（ ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示したりすることもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載する平成26年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、255百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,171,006	47,171,006	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	47,171,006	47,171,006	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減 額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年7月1日						
~	-	47,171	-	2,726	-	2,051
平成26年9月30日						

(6)【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社飯田	石川県加賀市田尻町西190番地1	2,308	4.89
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1	2,281	4.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	1,377	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,344	2.85
加賀商工有限会社	石川県加賀市大聖寺耳聞山町71番地の1	1,308	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,299	2.75
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2-1	1,298	2.75
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,291	2.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,291	2.74
新家 萬里子	石川県加賀市	1,287	2.73
計	-	15,085	31.98

(注)1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成25年6月3日付で提出された大量保有報告書(変更報告書4)により、平成25年5月27日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,291	2.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,172	2.48
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	86	0.18
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	49	0.10

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年4月18日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年4月13日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	2,256	4.78
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33-1	78	0.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1 ミッドタウン・タワー	165	0.35

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 250,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,716,000	46,716	-
単元未満株式	普通株式 156,006	-	-
発行済株式総数	47,171,006	-	-
総株主の議決権	-	46,716	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれておりません。

自己保有株式		591株
相互保有株式	(株)和泉商行	250株
	(株)月星製作所	81株

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 大同工業株式会社	石川県加賀市熊坂町イ197 番地	49,000	-	49,000	0.10
(相互保有株式) 株式会社和泉商行	大阪市西区京町堀1丁目7 番20号	70,000	-	70,000	0.15
(相互保有株式) 株式会社月星製作所	石川県加賀市永井町71の1 番地の1	180,000	-	180,000	0.38
計	-	299,000	-	299,000	0.63

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,351	3,914
受取手形及び売掛金	9,595	10,088
商品及び製品	3,127	3,153
仕掛品	2,204	2,318
原材料及び貯蔵品	2,295	2,347
繰延税金資産	390	433
その他	796	952
貸倒引当金	39	22
流動資産合計	23,722	23,184
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,347	5,180
機械装置及び運搬具(純額)	4,495	4,575
土地	3,082	3,051
リース資産(純額)	1,805	1,572
建設仮勘定	1,011	1,297
その他(純額)	799	737
有形固定資産合計	16,542	16,414
無形固定資産		
のれん	212	175
ソフトウェア	132	133
その他	36	30
無形固定資産合計	381	339
投資その他の資産		
投資有価証券	13,441	14,152
繰延税金資産	120	161
その他	348	412
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	13,908	14,724
固定資産合計	30,832	31,479
繰延資産		
社債発行費	46	42
繰延資産合計	46	42
資産合計	54,601	54,706

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,994	4,360
短期借入金	6,556	6,587
リース債務	350	321
未払法人税等	253	223
賞与引当金	487	524
役員賞与引当金	33	-
製品保証引当金	41	34
その他	1,930	2,184
流動負債合計	14,648	14,235
固定負債		
社債	4,500	4,500
長期借入金	7,241	6,961
リース債務	413	430
繰延税金負債	1,788	1,990
退職給付に係る負債	3,145	3,027
その他	152	188
固定負債合計	17,241	17,098
負債合計	31,889	31,333
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,726	2,726
資本剰余金	2,060	2,060
利益剰余金	8,653	9,009
自己株式	18	18
株主資本合計	13,422	13,778
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,791	5,198
為替換算調整勘定	51	110
退職給付に係る調整累計額	72	65
その他の包括利益累計額合計	4,770	5,022
少数株主持分	4,518	4,571
純資産合計	22,711	23,372
負債純資産合計	54,601	54,706

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
売上高	20,977	21,656
売上原価	16,524	17,118
売上総利益	4,453	4,537
販売費及び一般管理費	1 3,246	1 3,490
営業利益	1,207	1,047
営業外収益		
受取利息	19	21
受取配当金	126	130
為替差益	142	42
持分法による投資利益	122	105
その他	109	45
営業外収益合計	522	345
営業外費用		
支払利息	188	152
その他	39	34
営業外費用合計	227	187
経常利益	1,501	1,205
特別利益		
固定資産売却益	8	76
特別利益合計	8	76
特別損失		
固定資産売却損	-	2
固定資産除却損	1	22
リース資産除却損	7	-
特別損失合計	9	24
税金等調整前四半期純利益	1,500	1,257
法人税、住民税及び事業税	212	261
法人税等調整額	228	25
法人税等合計	440	235
少数株主損益調整前四半期純利益	1,059	1,021
少数株主利益	195	239
四半期純利益	863	782

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,059	1,021
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	340	397
為替換算調整勘定	750	222
退職給付に係る調整額	-	7
持分法適用会社に対する持分相当額	4	11
その他の包括利益合計	1,096	193
四半期包括利益	2,155	1,214
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,761	1,035
少数株主に係る四半期包括利益	394	179

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,500	1,257
減価償却費	1,077	1,020
退職給付引当金の増減額(は減少)	170	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	339
受取利息及び受取配当金	146	152
持分法による投資損益(は益)	122	105
支払利息	188	152
有形固定資産売却損益(は益)	8	76
売上債権の増減額(は増加)	104	492
たな卸資産の増減額(は増加)	251	191
仕入債務の増減額(は減少)	200	653
その他	136	239
小計	2,528	658
利息及び配当金の受取額	160	166
利息の支払額	191	154
法人税等の還付額	0	0
法人税等の支払額	127	273
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,370	397
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	550
有形固定資産の取得による支出	911	1,016
有形固定資産の売却による収入	8	96
投資有価証券の取得による支出	20	-
その他	12	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	910	427
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	434	218
長期借入れによる収入	2,154	204
長期借入金の返済による支出	1,626	656
セール・アンド・リースバックによる収入	130	95
配当金の支払額	138	282
少数株主への配当金の支払額	85	127
その他	196	187
財務活動によるキャッシュ・フロー	197	735
現金及び現金同等物に係る換算差額	100	125
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,362	891
現金及び現金同等物の期首残高	2,732	4,088
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,409	1,319

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が221百万円増加し、利益剰余金が143百万円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は、軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 輸出手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
輸出手形割引高	3百万円	-百万円
受取手形裏書譲渡高	371	263

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
給料・賞与金	947百万円	999百万円
賞与引当金繰入額	138	173
退職給付費用	47	44

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	4,658百万円	3,914百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	562	717
現金及び現金同等物	4,095	3,197

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	141	3	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	282	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	アジア	北米	南米	欧州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	12,389	5,106	1,241	1,652	588	20,977	-	20,977
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,243	227	-	-	3	2,475	(2,475)	-
計	14,633	5,334	1,241	1,652	592	23,453	(2,475)	20,977
セグメント利益	969	227	46	0	14	1,258	(51)	1,207

(注)1. セグメント利益の調整額 51百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	アジア	北米	南米	欧州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	12,241	5,771	1,248	1,664	731	21,656	-	21,656
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,618	240	-	-	6	2,864	(2,864)	-
計	14,859	6,011	1,248	1,664	737	24,520	(2,864)	21,656
セグメント利益又は損 失()	767	361	35	20	35	1,149	(101)	1,047

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 101百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	18円35銭	16円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	863	782
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	863	782
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,070	47,069

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

大同工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 久晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大同工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。